

「（仮称）大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧について

令和 7 年 6 月 9 日
株式会社 SUBARU

当社及びパナソニック エナジー株式会社は、大泉町上小泉地区で計画している「（仮称）大泉電池工場建設事業」について、群馬県環境影響評価条例（平成 11 年 3 月、群馬県条例第 19 号）に基づく手続きを進めており、令和 7 年 6 月 6 日に「（仮称）大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を群馬県知事、太田市長、大泉町長及び邑楽町長に提出いたしました。

つきましては、準備書について、以下のとおり、縦覧・公表し、説明会を開催いたします。

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称：株式会社 SUBARU
- (2) 代表者：代表取締役社長 大崎 篤
- (3) 主たる事務所の所在地：東京都渋谷区恵比寿一丁目 20 番 8 号 エビススバルビル

- (1) 名 称：パナソニック エナジー株式会社
- (2) 代表者：代表取締役社長執行役員 只信 一生
- (3) 主たる事務所の所在地：大阪府守口市松下町 1 番 1 号

2 第 1 種事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称：（仮称）大泉電池工場建設事業
- (2) 種 類：工場又は事業場の新設又は増設の事業
大規模建築物の建設事業
- (3) 規 模：排ガス量 約 180,000 ノルマル立方メートル毎時
延床面積 約 204,000 平方メートル

3 第 1 種事業実施区域

大泉町上小泉地区

4 第 1 種事業関係地域

大泉町、太田市及び邑楽町の一部

5 第 1 種事業準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
 - ・群馬県庁環境政策課（16 階）（前橋市大手町 1-1-1）
 - ・群馬県東部環境事務所（太田市西本町 60-27）
 - ・太田市環境対策課（太田市浜町 2-35）
 - ・大泉町環境整備課（大泉町日の出 55-1）
 - ・大泉町公民館（大泉町吉田 2465）
 - ・邑楽町建設環境課（邑楽町大字中野 2570-1）
- (2) インターネット公表
 - 概要版：<https://www.subaru.co.jp/info/pdf/202506091.pdf>
 - 本編：<https://www.subaru.co.jp/info/pdf/202506092.pdf>
 - 資料編：<https://www.subaru.co.jp/info/pdf/202506093.pdf>
- (3) 期間及び時間
 - ・期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 7 月 8 日（火）まで
（ただし、大泉町公民館以外の縦覧場所については、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - ・図書の縦覧の時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（ただし、大泉町公民館は午前 9 時 0 0 分から午後 9 時 3 0 分まで）

6 条例第 16 条第 1 項による第 1 種事業準備書の記載事項周知のための説明会の開催

- 開催日時・場所
- 1) 大泉町 日時：令和 7 年 6 月 20 日（金）19 時 00 分～20 時 30 分（18 時 30 分開場）
場所：洋泉興業大泉町文化むら 展示ホール棟 第 1・2 研修室（大泉町朝日 5-24-1）
 - 2) 太田市 日時：令和 7 年 6 月 21 日（土）10 時 00 分～11 時 30 分（9 時 30 分開場）
場所：株式会社 SUBARU 本工場西本館 小ホール（太田市スバル町 1-1）
 - 3) 邑楽町 日時：令和 7 年 6 月 21 日（土）14 時 30 分～16 時 00 分（14 時 00 分開場）
場所：中央公民館 中会議室 1・2・3（邑楽町大字中野 2569 番地 1）

7 第 1 種事業準備書について環境の保全の見地からの意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からの意見を提出することができます。

8 条例第 17 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1)意見書の提出期限 令和 7 年 7 月 22 日(火)まで(郵送の場合は当日消印有効)
- (2)意見書の提出先 <持参、郵送>
- 〒373-8555 群馬県太田市スバル町 1-1
- 株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課
- <メール>
- 株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課
- gun-soumu23@subaru.co.jp
- ※件名は「（仮称）大泉電池工場建設事業環境影響評価準備書への意見」としてください。

- (3)意見書の記載事項
- ア 日付、意見を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在)
- イ 意見書の提出の対象である第一種事業準備書の名称
- ウ 第一種事業準備書についての環境の保全の見地からの意見
- (4)意見書の提出方法
- 上記（1）の提出期限までに意見書を持参、郵送またはメールにより提出してください。

9 問い合わせ先

株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課 TEL：0276-26-2107